

おきなわ#7119事業運営業務公募型プロポーザル応募要領

1 趣旨

本要領は、県民等が急な病気やけがをした時、救急車を呼ぶか、医療機関を受診すべきか迷った際に、相談員(看護師)が電話で聴取した相談者の訴えや病状などを基に緊急度を判定し、傷病の緊急性の有無や救急車要請の要否の助言、応急手当の方法等のアドバイスを行う「おきなわ#7119事業運営業務」の優先交渉権者の選定を、公募型プロポーザル(企画提案)方式により実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 公募の概要

おきなわ#7119事業運営業務(以下、「本業務」という。)については、事業者の高度な技術や専門的な知識を活かした提案を広く募り、効率的な調達を行うため、本県に設置する「おきなわ#7119事業運営業務企画提案審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、公募型プロポーザル(企画提案)方式により提案内容を審査し、最も優れた企画提案者を選定する。

3 公募の実施者、連絡先及び書類提出場所

(1) 実施者

沖縄県知事

(2) 連絡先及び書類提出場所

沖縄県知事公室消防防災対策課 久高、長田

住所:〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2(沖縄県庁5階)

TEL:098-866-2143

メール:aa071803(at)pref.okinawa.lg.jp ※(at)は@にかえて送信すること。

4 委託業務の概要

(1) 業務名: おきなわ#7119事業運営業務

(2) 履行期間: 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、事業終了後も追跡調査・評価に協力いただく場合がある。

(3) 業務内容: 「おきなわ#7119事業運営業務仕様書」による

(4) その他の: 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約を一部又は全部解除する。

5 経費見積及び経費限度額

提案価格(本業務に要する金額※消費税抜き)を、価格提案書(様式7)に記載し、提案すること。

ただし、経費限度額は 51,926,820 円(消費税込み)とし、提案価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)が当該経費限度額を超えた場合は失格とする。また、当該経費限度額は企画提案のために設定した金額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

なお、積算の費目は概ね以下の内容とする。

①直接人件費

②直接経費

③一般管理費(①+②-再委託経費×10%以内とする。)

④消費税(現行の 10%で計上する。)

6 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (2) コンソーシアムの場合は、構成員で協定を締結すること。
- (3) コンソーシアムの場合は、代表法人を1社置くものとし、代表法人が応募するものとする。
- (4) コンソーシアムの場合は、代表法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。
- (5) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。また、コンソーシアムの構成員は、法人単体で応募することはできない。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項に該当する法人でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税を滞納している者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団等の反社会的組織の関係者又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申請中又は手続中でないこと。また、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申請中又は手続中でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (10) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者について、これらに加入していること。また、労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (11) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに沖縄県内で迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。

<地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項>

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

7 スケジュール

項目	スケジュール
応募要領、仕様書等の配布	2月6日(金)から2月24日(火)まで
質問の受付け	2月6日(金)から2月13日(金)午後5時まで
質問への回答	2月18日(水)午後5時までに回答
各書類の受付け	2月6日(金)から2月24日(火)午後5時まで
一次審査結果の通知	3月2日(月)午後5時まで※メールにて通知
二次審査(企画提案審査会)	3月11日(水)予定※一次審査結果とあわせて通知

※ 各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例(平成 3 年沖縄県条例第 15 号)第 1 条に規定する県の休日を除き、時間帯は午前9時から午後5時までとする。

8 応募手続等

(1) 応募要領、仕様書等の配布

- ① 配布期間: 2月6日(金)から2月24日(火)まで
- ② 配布場所: 沖縄県ホームページ

(2) 公募説明会

開催しない。

(3) 質問の受け付け

- ① 質問方法: 質問書(様式8)をメールにより提出すること。
- ② 受付期間: 令和8年2月6日(金)から2月13日(金)午後5時まで(必着)
- ③ 回答方法: 令和8年2月18日(水)午後5時までに、沖縄県ホームページに回答を掲載する。

(4) 書類の提出

① 参加申込書

書類名	様式	提出方法
ア 参加申込書鑑文	様式1	
イ 応募者概要書 ※コンソーシアムの場合、代表法人、構成員全員分	様式2	
ウ 誓約書 ※コンソーシアムの場合、代表法人、構成員全員分	様式3	
エ 登記事項現在事項証明書 ※発行から3ヶ月以内のもの ※コンソーシアムの場合、代表法人、構成員全員分	—	<u>PDFファイルをメール等で提出</u> <u>ただし、エ及びキについては、</u> <u>写を PDF ファイルにしてメール等で提出するのと併せて、</u> <u>原本1部を郵送又は持参すること</u> <u>※各様式は押印不要</u>
オ 定款又は寄附行為の写 ※コンソーシアムの場合、代表法人、構成員全員分	—	
カ 直近3事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)の写又はこれに類する書類 ※コンソーシアムの場合、代表法人、構成員全員分	—	
キ 直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税について滞納がないことを証明する書類 ※発行から3ヶ月以内のもの ※コンソーシアムの場合、代表法人、構成員全員分	—	

② コンソーシアム協定書等(※コンソーシアムで応募する場合、上記①とあわせて提出)

書類名	様式	提出方法
ア コンソーシアム協定書の写	任意様式	
イ コンソーシアム構成書	様式4	<u>PDFファイルをメール等で提出</u> <u>※各様式は押印不要</u>
ウ 委任状 ※構成員全員分	様式5	

③ 企画提案書

書類名	様式	提出方法
ア 企画提案書鑑	様式6	<u>紙媒体9部を郵送又は持参にて提出</u> <u>併せて PDF ファイルをメール等で提出</u> <u>※各様式は押印不要</u>
イ 企画提案書 ※表紙、目次、企画提案書本体で構成すること	任意様式	
ウ 価格提案書 ※明細が確認できる見積書を添付すること	様式7	<u>紙媒体は扁平ファイルに綴り、インデックスを付すること</u>

- ④ 受付期間
令和8年2月6日(金)から2月24日(火)午後5時まで(必着)
- ⑤ 書類の取下げ
書類を取下げる場合は、取下げ願い書(任意様式)を提出するものとする。なお、取下げ願い書の提出があった場合でも、書類は返却しない。

9 審査

(1) 審査項目

企画提案の審査においては、①専門的知見・実績、②実施体制、③事務運営に係る提案内容、④相談業務の実施及び報告に係る提案内容、⑤利用者からの意見への対応に係る提案内容、⑥提案価格、⑦追加提案等を審査項目とする。

(2) 一次審査

① 審査方法

- ア 事務局(知事公室消防防災対策課)にて、参加資格及び企画提案書について審査を行う。
- イ 応募者が多数の場合は、審査方法を二段階方式とし第一次審査(書類審査)において数社選定し、その数社について第二次審査(プレゼンテーション審査)を行う。
- ウ 審査にあたり、沖縄県職員が申請内容を確認するための聞き取りをすることがある。

② 一次審査結果の通知

令和8年3月2日(月)午後5時までに、メールにて通知する。

一次審査通過者に対しては、企画提案審査会の詳細日程もあわせて通知する。

(3) 二次審査

① 審査方法

企画提案審査委員会にてプレゼンテーション審査を行い、優先交渉権者を決定する。

② 審査の日程

審査の日程等は概ね以下のとおりである。

ア 日 時: 令和8年3月11(水)予定※詳細は別途通知

イ 場 所: 沖縄県庁舎、5階危機管理センター

ウ 説明時間: 提案者あたり25分程度(質疑応答含む) ※プレゼン10分、質疑応答15分

エ そ の 他: (ア) 応募の形態(法人単体、コンソーシアム)を問わず、審査会場への入室は提案者あたり3名までとする(オンライン参加者も含む)。

(イ) プrezentationは企画提案書の内容とすること。追加資料の配付も認めない。

(ウ) 投影用モニタは県で準備する。その他、プレゼンテーションに必要な物品等は提案者で用意すること。

(エ) 正当な理由なく審査委員会に参加しなかった者の提案は無効とする。

③ 二次審査結果の通知

令和8年3月13日(金)以降に文書にて通知する。

(4) 審査対象外

次の①から④に該当する企画提案書は、審査の対象外とする。

- ① プロポーザルへの参加資格がない者からの提出された企画提案書
- ② 同一の提案者から提出された内容の異なる複数の企画提案書
- ③ 5に示した経費見積及び経費限度額を上回る価格提案をした企画提案書
- ④ 定められた提出方法、提出場所、提出期限等に適合しない企画提案書

10 委託契約

(1) 契約の相手方

本業務の委託契約は、優先交渉権者と沖縄県との間で、契約内容等の協議を行い締結する。ただし、採択条件として企画提案書における業務計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがあり、沖縄県と優先交渉権者との間で、協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。なお、いずれの企画提案も妥当でないと判断した場合は、再公募を行うことがある。

- (2) 契約締結予定期
令和8年3月中
- (3) 契約金額
契約金額は、価格提案書に記載された金額に、当該金額の100分の10を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)を基に沖縄県と優先交渉権者の間で協議の上決定する。
- (4) 契約保証金
契約を締結しようとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めにより契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号から第3号に該当するときは免除することができる。

<沖縄県財務規則(昭和47年5月15日規則12号)抜粋>

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (5) その他

来年度以降の契約については、予算の状況に基づき、契約内容等の検討、協議等を行ったうえで決定するため、契約の締結やその内容を保証するものではない。

11 留意事項

- (1) 本プロポーザル及び本業務委託契約において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成、企画提案審査への出席等に要する費用は、提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (3) 受託者は、提案された内容等を総合的に評価して決定する。そのため、業務を実施するにあたっては、本県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 審査経過、審査内容等については公表しない。
- (5) 委託期間中、委託期間終了時の検査等において、委託業務の実施に関し経費の虚偽申告、過大請求等による不正受給、事業内容で盗用といった不正行為等が発見された場合、沖縄県は受託者に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、受託者名及び不正内容の公表、刑事告訴等の厳しい措置をとる場合がある。